

山武市の景観づくり Q & A

Q 「景観」って何？

A 広辞苑によると、「景観」には、“ 風景外観、けしき、ながめ。また、その美しさ。 自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま。”という意味があります。つまり、単に海や山などの自然を指しているだけではなく、里山や森林の手入れを行うことや、道路や建築物を建設することなど、自然と人間の行為を合わせた環境を指します。

Q 「景観づくり」とは？

A 景観に配慮した取り組みのことです。

➡ 家などを建てる際に、周辺のまちなみや自然と調和するよう配慮することも景観づくりの1つです。また、例えば、里山・谷津田の保全・再生活動や保安林再生に向けた植樹活動、まちの緑化・美化活動などが挙げられます。この他にも、身近な所から始める景観づくりがあります。この特集号に掲載している「景観づくりの視点」を参考に、景観づくりを始めましょう。

Q 計画・条例・ガイドラインは何が違うの？

A 「景観計画」は、景観づくりに関する市民・行政・事業者共通の指針とすると共に、景観の観点から幅広い分野・施策と連携して取り組むための基盤となる計画です。

➡ 「景観条例」は、景観計画の内容を担保し、実効性を確保するための条例です。

➡ 「景観ガイドライン」は、景観計画及び景観条例に基づき、市民・事業者の皆様が、市内で建築物等を建築する際に配慮いただく景観形成基準について、詳しく解説したものです。

Q 景観づくりを進める範囲は？

A 景観計画では、景観計画区域として「市全域」を設定しており、山武市全体で景観づくりに取り組むこととしています。また、景観形成・保全に重点的に取り組む「重点地区」として、建替えなどによる新たなまちなみ景観の形成が期待される『成東駅南側周辺地区』を位置づけています。

Q 景観に配慮しなかったら、何があるの？

A 景観計画では、建築物の建築や工作物の設置などの行為のうち、景観に大きな影響を与える一定規模以上の行為を届出対象とし、景観形成基準に基づき良好な景観の形成に配慮することとなります。その際、審査において基準に適合しないと認める時は、市は、設計の変更やその他必要な措置をとることを勧告することになります。

➡ なお、届出対象とならない行為等についても、景観形成基準などを踏まえ、良好な景観の形成に努めるものとします。

表紙の写真は山武市の景観資源の一部です。みなさんはこれらが何の写真か、またどこにあるのかご存知ですか？これを機に、市内の景観探しをしてみたいかがでしょう。



SUN ムシくん

詳しくは、山武市都市整備課にお問い合わせになるか、市ホームページをご覧ください。

山武市景観通信 特別号

(平成27年3月発行)

発行元 : 山武市都市整備課

問合せ先 : [Tel] 0475-80-1191 [E-mail] toshiseibi@city.sammu.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.sammu.lg.jp/>



久々に 家帰り見て 故さとの 今見る目には 岡も河もよし

この歌は、山武市を代表する歌人の伊藤左千夫が、明治の時代に久々に故郷山武を訪れた際に、改めて山武の景観の良さをうたったものです。

● 景観計画・景観条例・景観ガイドラインの運用が始まります。

山武市には、「水・緑」や「暮らしの場・まちなみ」、「歴史・文化」、「活動・人の営み」、「眺望」という多様な景観資源があります。

これらの景観を守るとともに、これから20年後、30年後に無秩序なまちなみにならないよう、景観づくりを推進するため、平成23年5月に景観法に基づく景観行政団体となりました。

以降、市民参加を始め様々な取り組みを通じて、平成27年3月に「山武市景観計画」、「山武市景観ガイドライン」を策定しました。

本計画は、市民・行政・事業者が景観に配慮した取り組みを進める上での指針となるものです。また、関連条例である「山武市景観条例」を定め、平成27年10月から運用が始まります。

山武市が目指す景観づくり（理念・目標・方針）

【理念】

未来へとつなぐ さんむの景観
～手を携えて守り、創り、紡ぐ～

【目標】

想いを つなぐ 人と人を つなぐ なりわい 生業を つなぐ

【方針】

類型別 景観資源の目指す姿

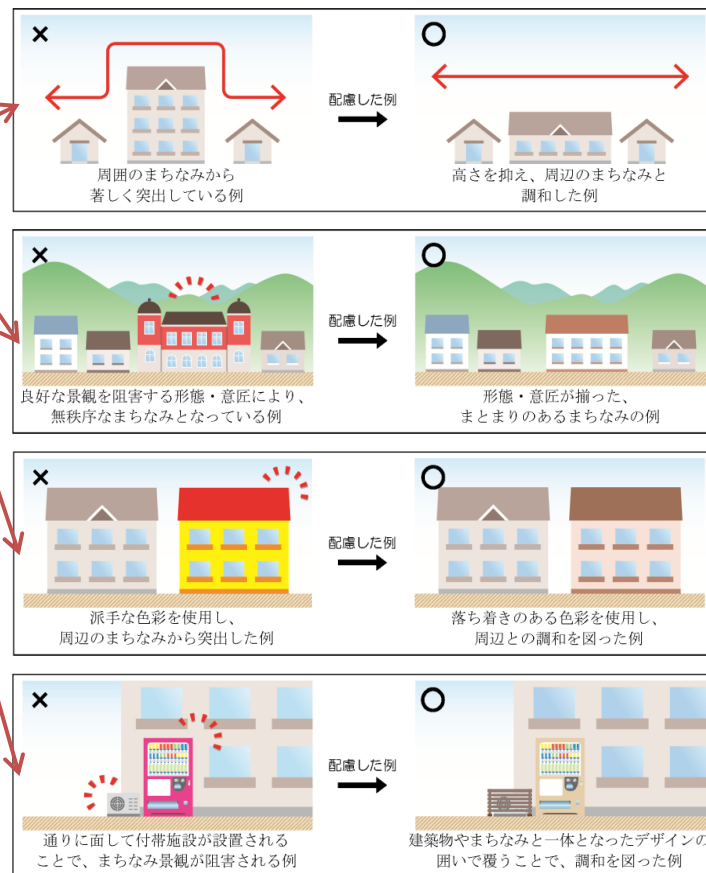
ゾーン別 各地域の景観特性を活かした取り組みの考え方

重点地区（成東駅南側周辺地区） 特定の地区に焦点を当てた景観づくりの考え方

景観づくりのイメージ（景観形成基準・届出対象行為）

【景観形成基準】

- 高さ・配置
- 形態・意匠
- 色彩
- 壁面
- 附帯施設
- 外構・緑化
- 駐車場
- 法面・擁壁
- ...など



届出対象行為（一定規模以上の行為）

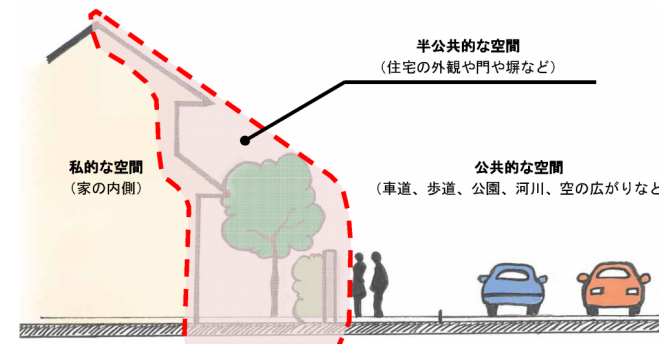
- 建築物
- 工作物
- 開発行為
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準の具体イメージや届出対象行為の規模については、『景観ガイドライン』で併せて確認することができます。

● みんなで景観づくりに取り組みましょう。

作法（常に心がけること）と心得（やり方・方法）

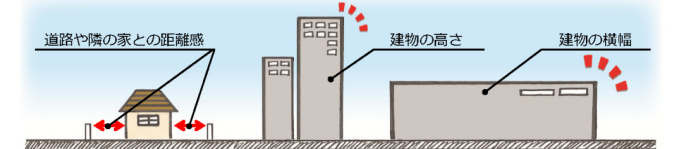
自然環境や道路・公園・河川等の“公共的な空間”に加え、住宅の外観や門、塀など、外から眺めることのできる空間を“半公共的な空間”と捉え、私たち一人ひとりが景観づくりに取り組むことが不可欠です。



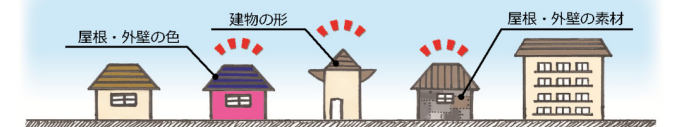
景観づくりの心得
私たちの暮らしがさんむの景観をつくる

「私たち一人ひとりの心や暮らしのあり方がさんむの景観をつくっている」ということを意識し、家そのもののデザインやまちなみの連続性、周辺からの眺めなどに気を配りましょう。

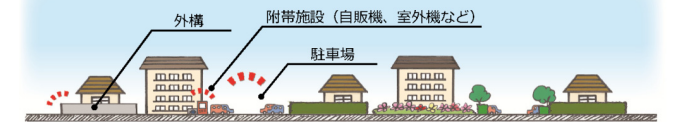
作法1 ゆとりのある配置・規模にする



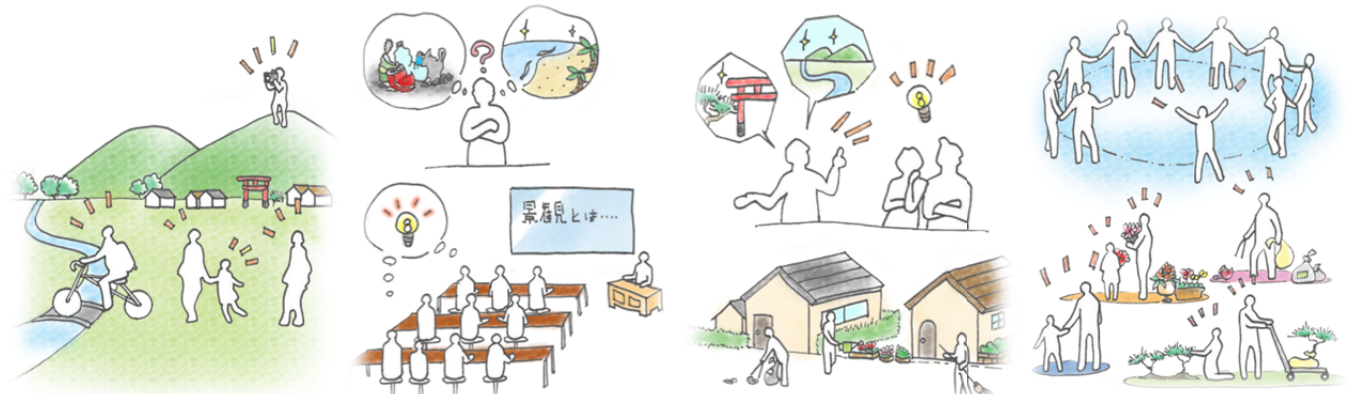
作法2 デザインや色彩などに配慮し、周囲の良さを引き立たせる



作法3 緑花などの自然素材を取り入れ、まちなみを魅せる



身近な所から取り組むための「景観づくりの視点」



身近に景観を感じる

徒歩や自転車でも市内を散策する
生き物や植物等、自然を観察する
高台や平野部からの眺めを楽しむ
地域の風景を題材に写真を撮る など

景観の状況を知る

市内の景観資源を見て回る
良い景観、改善すべき景観を考える
景観に関するセミナーやワークショップに参加する など

自ら体験・実践する

庭先の掃除、美化をする
市外から訪れた人に地域を案内する
興味のある活動に参加する
公園や海岸でのマナーを守る など

取り組みの輪を広げる

近所の人に声をかける
より多くの活動やイベントに参加する
他の団体と協力して企画やイベントを開催する など